

浄化槽は維持管理 が必要です。

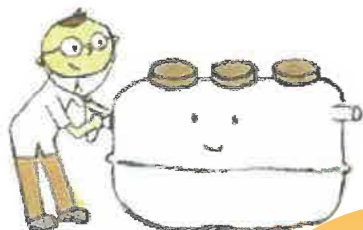
あなたも浄化槽管理者です

浄化槽を設置されたみなさまは、浄化槽管理者となります。浄化槽管理者は浄化槽について定められた法律「浄化槽法」により、次のような義務が課されています。

浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

保守点検

機器の点検・調整、補修や消毒剤の補充等を行います。
(浄化槽法第10条)



法定検査

保守点検や清掃の確認、処理水の水質分析を行います。
(浄化槽法第7条・第11条)

清掃

浄化槽内の汚泥等を抜き取り、各装置の洗浄を行います。
(浄化槽法第10条)



快適な生活と美しい環境を守るために
浄化槽の維持管理につとめましょう

「保守点検」愛媛県の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。
「清掃」今治市の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。
「法定検査」公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が行います。

問合せ

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会今治支部 TEL:0898-33-0023
今治市 生活環境課 TEL:0898-36-1535

いまばり リサイクル通信

【保存版】



令和3年(2021)12月1日発行 No.42

発行 今治市市民環境部リサイクル推進課
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」



不法投棄防止啓発ポスター展 最優秀賞作品

小学生の部



今治市立波方小学校
6年 田中 伶さん

中学生の部



今治市立北郷中学校
2年 豊里 にのさん

高校生の部



愛媛県立今治北高等学校
2年 中村 彩乃さん

不法投棄防止啓発標語展 最優秀賞作品

小学生の部

『ごみですか すてているのは 資源かも』

今治市立大三島小学校 4年 木村 佳奏さん



中学生の部

『本当はダメだと分かって捨ててませんか？
その思いを行動に』

今治市立桜井中学校 2年 山内 咲人さん



ルールとマナーを守って 美しい町 今治にしましょう

河川や海岸、道路などの公の場所のほか、他人の敷地にみだりにごみを捨てることは **ごみの不法投棄** になります。

不法投棄は、「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科」が科せられます。(法人の場合、行為者を罰するほか、その法人に3億円以下の罰金が科せられます。)

- 空き缶やペットボトル
- バーベキューなどのレジャーごみ
- たばこの吸い殻 など

「ばい捨て」や「放置」をせず、**持ち帰って** きちんと処分しましょう。



河川での不法投棄の様子



山林での不法投棄の様子



資源置場での不法投棄の様子

近所迷惑になっていませんか？

野焼きは原則禁止されています

ごみの焼却は、ダイオキシン類などの排出抑制と廃棄物適正処理の観点から「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により原則禁止になっています。火災の原因にもなり得ます。

焼却炉についても、法律の構造基準に適合したものでない限り使用できません。

例外規定について

周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては例外扱いとなります。

- たくき火など軽微なもの
- 風俗習慣上、宗教上の行事を行うためのもの
- 農業・林業を営むためにやむを得ないもの
- 漁業を営むためにやむを得ないもの

※ 例外扱いでも、悪臭や煙により生活環境に著しい影響を与えている場合は行政指導の対象になります。**違反者には「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科」が科せられます。**(法人の場合、行為者を罰するほか、その法人に3億円以下の罰金が科せられます。)



住みよいまちづくりのために地域の生活環境に配慮しましょう

迷惑をかけない程度(少量)に
事前に周知し了解を得ておきましょう

煙の発生量を抑える
草木はよく乾かして燃やしましょう

風向き、時間帯を考慮する
近所迷惑にならないようにしましょう

■ 問合せ 生活環境課 TEL 0898-36-1535 FAX 0898-32-5211(代)

ごみ集積所に出すときはきちんと分別しましょう。 ごみ出しルールを守りましょう

次の状態のごみは収集されません。

残されたごみは当該集積所を管理する自治会等の方々の手で処理しなければなりません。

- **分別できていないごみ**
- 収集後に出された**後出しごみ**
- **決められた収集日・排出時間以外に出されたごみ**
- **今治市指定ごみ袋以外の袋で出されたごみ**
- **店舗や企業等の事業活動に伴って生じたごみ**

以下の資源は、資源集積所(リサイクルステーション)へ出しましょう。

- ◆ びん類、缶類、ペットボトル、白色トレイ、紙類、布類： **月2回**の収集
- ◆ プラスチック製容器包装： **週1回**の収集

再生品の販売について



循環型社会を推進していくため、12月1日(水)からクリーンセンターに持ち込まれたものを修理した再生品の販売を開始します。

販売方法は下記のとおりです。

- ※ **受付期間** 令和3年12月1日(水)～令和4年1月11日(火)
- ※ **展示場所** バリクリーン1階展示室
- ※ **申込資格** 18歳以上で今治市に住所を有し、販売を目的としない者
- ※ **申込方法** 再生品購入申請書をバリクリーン1階受付まで提出してください。
複数の人が申し込んだ場合は抽選となります。
- ※ **抽選日** 令和4年1月17日(月)
- ※ **問合せ先** クリーンセンター管理事務所 TEL0898-48-3601



- バリクリーンホームページ(<http://bariclean.jp>)で再生品の写真と価格が確認できます。
- 今後は偶数月の1日(土日祝の場合は翌日)に販売の告知をバリクリーンホームページに掲載する予定です。